リカレント教育動画制作等業務委託　プロポーザル募集要領

１　目的

千葉市では、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、在宅中多くの市民に学び直しの機会を創出するため、令和２年度より市内大学等と協働のもと、リカレント教育動画を制作、オンライン配信を実施している。

本業務は、今後も継続してリカレント教育の推進を図るため、令和２年度の取組み（テーマ設定や配信映像等）の分析、課題の整理を行うとともに、より一層市民の学び直しにつながるようリカレント教育動画の制作・配信することを目的として、実施するものであり、更には、本業務で制作・配信した映像を視聴した市民が、これをきっかけに大学等が行う講座につなげることで、市民の継続的な生涯学習を促進するものである。

事業の実施にあたり、委託事業者を企画提案（プロポーザル）方式により募集し、提案内容を総合的に審査して契約予定者を決定する。

２　委託業務の概要

（１）業務名　　リカレント教育動画制作等業務委託
（２）業務内容　　別紙『リカレント教育動画制作等業務委託　仕様書』のとおり
（３）委託期間　　契約締結日から令和４年３月３１日（木）
（４）履行場所　　本市が指定する場所
（５）委託料　　３，０００，０００円（消費税込み）を上限とする。
（６）支払条件　　完了後、一括払い

３　企画提案の手続き等

（１）スケジュール

ア 事業者募集の開始　　令和３年８月　６日（金）
イ 質問の期限　　８月１３日（金）
ウ 質問の回答期限　　８月１６日（月）
エ 企画提案書の提出期限　　９月１０日（金）
オ 提案審査　　９月下旬【予定】
カ 選定結果通知　　９月下旬【予定】

（２）質問の提出方法等

本要領及び仕様書等の内容について不明な点がある場合は、下記の条件で質問を受け付ける。

ア 質問受付期限　令和３年８月１３日（金）午後３時まで受付
イ 質問方法　　電子メールで提出すること。(chosei.POC@city.chiba.lg.jp)
なお、電話・口頭及び期限後の質問は一切受け付けない。
ウ 回答方法　　受け付けた質問に対する回答は、８月１６日（月）に千葉市ホームページ上に掲出する予定である。

（３）企画提案の提出

ア 提出物

（ア）企画提案参加申込書　１部
（イ）企画提案書　（６部：正本１部、副本５部）

提案書の内容は以下のとおりとする。

① 映像の内容

・仕様書の内容を踏まえ、どのような映像を何本制作するか提案すること。

② 映像時間
・仕様書の内容を踏まえ、映像の時間や全体の構成、工夫する点などを提案すること。
③ 広報の内容
・広告媒体や広報内容を提案すること。
④ 業務実績
・同種、類似する契約実績を示すこと。
⑤ スケジュール、実施体制
・リカレント教育動画制作の完成予定、映像視聴開始予定等に関するスケジュールを示すこと。
・本業務の遂行にあたり、実施体制を示すこと。

（ウ）業務経費見積書（内訳も添付）　（６部：正本１部、副本５部）
・　（１）リカレント教育動画制作、（２）映像視聴に向けた広報の２項目に分けて作成すること。

（エ）会社案内（パンフレット等）　　（６部）

（オ）誓約書　１部

※１事業者１参加申込とする。

イ 提出期限　　令和３年９月１０日（金）午後５時まで受付
※持参の場合、土・日・休日を除く午前9時から午後5時まで
※郵送の場合、書留とし、締切日必着

エ 提出場所　　千葉市 政策調整課
〒２６０－８７２２　千葉市中央区千葉港１－１（本庁舎５階）

オ その他

（ア）企画提案書のサイズはＡ４（横書き）とし、両面印刷、再生紙使用ともに可能。文字、図表等は白黒・カラーを問わない。

（イ）企画提案書に用いる言語は、日本語（本プロポーザル参加者の商号又は名称、製品の商標又は名称、その他通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）に規定する計量単位とする。

（ウ）構成は、表紙、目次、提案内容（本文）とし、提案内容（本文）は10枚以内とする。

（エ）見積額内訳は、本委託業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む。）を別々に記載し、合計金額を明記する。また、人件費、諸経費等の積算内訳及び根拠を、可能な限り詳細かつ明確に記載する。

（オ）正本（１部）は、押印、袋とじとする。副本（５部）は、ホチキス等で留め、フラットファイル等のファイルには綴じずに提出する。

（カ）提出後の企画提案書の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。

（キ）企画提案書は、あくまでも委託業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行に当たっては、逐次発注者と協議して決定することとなるので留意すること。

（４）プレゼンテーションについて

下記の要領で企画提案書提出者によるプレゼンテーションを行う。

ア 日　　時　　令和３年９月下旬【予定】
イ 場　　所　　企画提案書提出者に別途通知
ウ 出席人数　　各社２名まで
エ 時　　間　　１５分以内のプレゼンテーションにより実施。
プレゼンテーション後、選考委員による質疑応答を実施。

オ　留意事項

（ア）プレゼンテーションは、提出した企画提案書一式のみに基づき説明することとする。
ただし、サンプル動画を使用することは可とする。

（イ）プレゼンテーションに必要なパソコン等の機器は企画提案書提出者の持ち込みとする。
なお、スクリーン及びプロジェクターは市が用意する。

（ウ）プレゼンテーションは、千葉市情報公開条例第７条第１項第５号の規定に基づき、
非公開で行う。

（５）選考結果の通知について

ア 通 知 日　　令和３年９月下旬

イ 通知方法　　企画提案書提出者全員へ電子メールで結果を通知し、市ホームページで公表する。
ただし、審査内容に関する質問や審査結果に関する異議申立ては受付けない。

４　事業者の選定

（１） 選定方法

ア 千葉市で設置する選考委員会において、企画提案書、プレゼンテーション及び質疑応答による審査を行い、最優秀提案者を契約予定者として決定する。
なお、最多得点の提案が複数あった場合は、見積金額の低い者を選考する。

イ 審査結果は別途文書で通知する。

（２） 審査基準

ア 企画提案書の記載内容及びプレゼンテーションにより、評価項目の各項目について審査し、総合的に判断して、契約予定者を選定する。

イ 個別評価項目
選考に係る評価項目及び評価の着目点は次のとおりとする。

評価項目	評価の着目点
１-1　映像の内容	各テーマに沿った具体的な提案がなされているか。
	視聴者が関心を抱くことに配慮した仕掛け・工夫がされているか。
	提案にあたり、本市で配信している映像の分析や課題の整理がされたものとなっているか。
１-2　映像の時間	各テーマに沿った具体的な提案がなされているか。
	視聴者の見やすさに配慮した仕掛け・工夫がされているか。
	提案にあたり、本市で配信している映像の分析や課題の整理がされたものとなっているか。
小計（得点：１００点満点）	
２　広報の内容	多くの市民に視聴してもらうことに配慮した効果的かつ具体的な広報の内容になっているか。
	視聴者となるターゲットの考慮や広報手段に工夫を講じるなど広報戦略を立てた内容になっているか。
	再生回数など具体的な目標値を設定すると共に、目標達成のための考え方や手法が提案されているか。

小計（得点：５０点満点）	
３　業務実績	これまでに、同種・類似の映像制作業務の実績はあるか。
	これまでに、同種・類似の広報に関する業務の実績はあるか。
小計（得点：１０点満点）	
４　スケジュール、業務実施体制	スケジュールは適切かつ実現可能か。
	業務の遂行に必要な組織体制と人員が整っているか。
小計（得点：１０点満点）	
５　業務経費見積り	上限額を下回り、委託料の減額に努めているか。
小計（得点：２０点満点）	
６　その他特筆すべき事項	映像内容や映像の本数について、特筆すべき工夫のある提案となっているか。
	広報の内容や手段について、特筆すべき工夫のある提案となっているか。
小計（得点：１０点満点）	
合計　２００点	

（３）提案の無効に関する事項（不適格事項）

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

ア　見積額が、本要領２（５）に記載する委託料上限額を超過した場合

イ　提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

ウ　提出書類に虚偽の記載や、重大な誤脱があった場合

エ　企画提案後、契約に至るまでの間に本要領６に掲げる参加資格要件を満たさなくなるなど契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

オ　審査の公平を害する行為があった場合

カ　その他、企画提案に当たり著しく信義に反する行為等があった場合、その他、参加者が委託業務を遂行するにあたり、著しい問題があると市が判断した場合。

５　契約

（１）上記により選定された者を、事業の契約予定者とする。

（２）契約に当たっては、選定された企画提案内容をもとに、細部について千葉市と協議を行うこと。なお、協議の結果、企画案の一部が変更となる場合がある。

６　大学との協働

リカレント教育映像制作にあたっては、市内に所在する大学等と連携し、委託事業者が提案する内容と大学等が提供できる内容を照らし合わせ、より多くの市民に視聴していただける魅力あるコンテンツとする予定である。

なお、大学等は、千葉市・大学連絡会議の構成大学（市内外に所在する１６大学・短期大学）から委託事業者の提案するテーマ設定に応じて、事業者と協議の上、選定する予定である。

７　千葉市の広報媒体

千葉市の広報媒体を使用する場合は、下記のものがある。ただし、協議によって使用できないこともある。

（１）市政だより

（２）ＳＮＳ（ツイッター、フェイスブックなど）
（３）デジタルサイネージ
（４）市政記者への記者発表
（５）ポスターやチラシを作成した場合の市施設内における設置

８　参加資格要件
　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しない者
（１）手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者
（２）対象業務の選定結果通知日前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていない者
（４）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていない者
（５）千葉市内において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に違反している者
（６）千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税(延滞金を含む)を完納していない者
（７）千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあっては、個人住民税の特別徴収を行っていない者
（８）千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の企画提案書提出期限の日から選定結果通知日までの間に受けている者
（９）千葉市入札契約に係る暴力団対策措置要綱に規定する措置要件に該当する者

９　その他
（１）企画提案に要する費用は、全て参加者の負担とする。
（２）提出された企画提案書等は返却しない。
（３）提出された企画提案書の著作権は、市に帰属する。
（４）企画提案書等を提出した者が１者であっても、原則として審査を行う。
（５）本企画提案に関連し知り得た情報は、市の承諾を得ることなく第三者に漏らしてはならない。
（６）その他、業務遂行上発生した問題等については、受注者と千葉市で協議の上、対応を決定することとする。